

## 下諏訪中学校 いじめ防止基本計画

～ すべての生徒が安心・安全に生き生きとした学校生活を送れるように ～

今、「いじめ問題」が学校教育における最重要課題の一つになっている。また、近年の急速な情報技術の進歩により、携帯やスマホ・ネットなどを介した新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を呈している。

こうした中、下諏訪中学校にあっては今一度すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢を理解し合い、校長のリーダーシップのもと学校における最重要課題として位置づけ、組織的、重点的に取り組む体制づくりを進めている。

下諏訪町においても、「県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめ防止等対策の基本的な方向として「未然防止」「早期発見」「早期対応」「ネット上のいじめへの対応」について、町内の全ての小中学校において、全教職員が基本的な認識や考え方を共有し、いじめ問題について正しく理解、適切に対応するための、下諏訪町の「いじめ防止基本方針」の策定も進めている。

ここに、下諏訪町の「いじめ防止基本方針」をもとに、下諏訪中学校学校教育目標の具現に向け、全ての生徒がいじめのない楽しい学校生活を送り、生き甲斐を持って自己の能力が存分に発揮できるような環境作りの保障に努力していきたいと願い、「下諏訪中学校いじめ防止基本計画」を作成することとした。

### 〈 目 次 〉

#### 第1部 教職員マニュアル

#### I いじめ問題に対する基本的な考え方・・・・・・・・・・ 2 p

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの基本認識

#### II 未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 p

- ・児童生徒相互の自他の尊重
- ・開かれた人間関係の構築
- ・安心・安全な環境作り
- ・児童生徒の自己有用感・自己肯定感の涵養

Ⅲ 早期発見	5 p
・大勢の大人の目で見守る	
・児童生徒、保護者が相談しやすい環境の整備	
Ⅳ 早期対応	7 p
・いじめられた児童生徒の安全の確保第一に	
・児童生徒の気持ちに寄り添って	
・学校、家庭、地域その他の関係者が連携して支援・指導に当たる。	
Ⅴ ネット上のいじめへの対応	8 p

## 第2部 組織対応マニュアル

I いじめが起こった場合の組織的対応の流れ	9 p
II いじめ早期発見のためのチェックリスト	10 p～

## 第1部 教職員マニュアル

### I いじめに関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どの学校にも、いつでもどこでも起こりうることから学校・家庭・地域が一体となり、継続的に未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的・重点的に取り組む必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌づくり」(未然防止)は日々の学級活動をはじめとする諸活動の積み上げによる環境作り負うところが大きいことから、教職員間の連携はもちろんのこと、学校と家庭、地域社会の連携を一層密にしていかなければならない。

#### 1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは「当該生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

文部科学省「児童生徒の問題行動等生と「指導上の諸問題に関する調査」より

#### 2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むと共に、いじめが認知された場合には、素早い対応が求められる。いじめには様々な特質があるが以下の①～⑧は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## Ⅱ 未然防止

いじめ問題については「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめほどの学級・学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童・生徒、保護者の意識や背景また、地域の特性を把握し、年間を通して予防的ないじめ防止に努めていきたい。

### 1 生徒理解のために

- ① 生徒理解のためには、教職員が生徒との「場の共有」と「師弟同行」を徹底すること。  
授業を始め朝・放課後の会、出欠席状況調べや健康観察、給食の準備・片付け、清掃、班や係活動、休み時間、相談、日記など全教育活動を通して生徒との関わりや言動などを肌で感じながら生徒理解に努める。その中で個々の生徒の特性や良さを把握しながらいじめにつながるような言動についてはタイミングを捉え、個別にまた集団指導の中で人間の生き方・あり方として考え合い、適切に指導していきたい。
- ② 日頃の生徒観察の他に、学期ごとに実施している、「いじめアンケート調査」や、年2回実施している、「Q—U検査」をもとに、学級集団の人間関係の把握に努める。

### 2 開かれた学級づくり

- ① 学級内組織（班や係活動）を決め、学級の成因が互いに班や係の小グループの中で互いに助け合い、協力し合うことで開かれた学級づくりを進めていきたい。また、共通の目標に向けて努力し合うことで、仲間意識や学級への所属感が生まれ、望ましい人間関係が築かれていく。
- ② 校友会活動を通して、生徒自身が普段からいじめについて考え合う機会を持ち、学年集会や全校集会の集会などで発表し合うような場をつくっていきたい。
- ③ いじめの未然防止策を日常生活につなげるために、いじめにつながる具体的な言動を、いじめアンケートの結果から拾い出し、「どんな言葉がいじめにつながるか」、「どんな行動がいじめにつながるか」、「どんなことをされるといやな思いになるかな」等について、生徒同士で批評し合えるような機会をつくっていきたい。

### 3 安全・安心な学校づくり

集団内で一部の生徒の言動に影響されたり、影響力の強い子に振り回されたりして、知らず知らずのうちにお互いの顔色を伺いながら学級内の人間関係が構築されていくことがある。どの生徒も遠慮なく安心して自分の意見を述べることができる学級づくりをしていくためには、学級内に生じた諸問題に対して、解決のための話し合い活動が必要に応じて行われるためのシステムづくりが求められる。話し合い活動を、朝や放課後の学級活動会の中に適宜位置づけ、日頃の活動を見返すことで、学級の問題について話し

合い解決していく習慣を身につけさせたい。

これらの活動で学級内に問題解決力が養われ、いじめのない、いじめを許さない学級がつくれ、安全で安心な学校をつくっていききたい。

#### 4 生徒の自己有用感・自己肯定感の涵養

いじめをしてしまう、係わってしまう生徒の多くは授業や学級、家庭生活に不平・不満を持っていることが多い。生徒が人として成長する過程では、「承認の欲求」が満たされていく環境づくりが極めて重要で、開かれた学級づくりと安全・安心な学校環境づくりを大事にしていきたい。生徒がお互いの良さを認め、お互いの良さを共有することで、生徒の自己有用感や自己肯定感を高めていきたい。

また、自己有用感や自己肯定感は、友達や地域など外部からの評価によりもたらされることも多い。自分自身の行為を地域の皆さんから評価されることで、生徒はより意欲化に活動できるようになり、自分の育った地域社会に積極的に貢献し、地域の一員としての自覚を高めていくことができるようになる。生徒の自己有用感や自己肯定感を高めるために、地域への活動を広げていきたい。

### Ⅲ 早期発見

いじめは早期に発見することで早期解決につながる。早期発見のために、教職員は日頃から生徒との信頼関係の構築に努めることが重要である。そのために授業の充実を始め諸活動に於ける師弟同行・率先垂範・凡事徹底等に心がけ、生徒と共に歩み続ける教職員集団でありたい。

さらに生徒と教職員が多くの活動場면을共有することで、生徒の小さな変化を敏感にキャッチできることができ、いじめの早期発見につながる。生徒の小さな変化を見逃さないようにしたい。また、保護者や地域の方との連携、諸調査、諸検査などを活用することは勿論のこと、生徒の日記や相談窓口記録等にも目を配ることで、いじめの早期発見に努めたい。また、いじめのない安全・安心な学校づくりについて、校長講話やホームページで生徒や保護者、地域の皆さんに広く呼びかけていきたい。

#### 1 いじめ発生の背景として

- ・ 生徒間の人間関係や教師との信頼関係が
- ・ 授業を始め各種教育活動に満足感・達成感が得られていない。
- ・ 基本的な生活習慣の形成不足。
- ・ ふれ合いや、心の通い合う場面が少ない。
- ・ 相手を思いやるなどの規範意識が育ちにくい。
- ・ 体験不足による 人間関係の希薄化、異年齢交流や地域・社会活動への参加の減少、社会性・協調性の欠如。

- ・ 情報機器の所有率増加、低年齢化によるトラブルの多発。

## 2 いじめ発見のきっかけ

- ① 学級担任が発見
- ② 担任以外の教職員が発見
- ③ アンケート調査などから
- ④ 本人からの訴え(日記・相談等)
- ⑤ 本人の保護者からの訴え
- ⑥ 他の児童生徒からの情報
- ⑦ 地域の方からの情報

## 3 いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口、陰口、脅し文句、いやなことを言われる
- ② 仲間外し、集団による無視
- ③ 軽く(ひどく)ぶつかられる、叩かれる、蹴られる
- ④ よける、避けられる
- ⑤ 金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。
- ⑥ いやな事や恥ずかしいこと、危険な事をされたり、させられたりする。
- ⑦ ネットや携帯電話で誹謗中傷やいやな事をされる。

## 4 相談しやすい環境づくりのために

生徒が、教職員や保護者にいじめについて相談することは、極めて勇気の要ることである。いじめている側から「チクッタ」と言われ、いじめがさらにエスカレートする可能性があることを教職員は十分に認識し、その対応については細心の注意を払わなくてはならない。対応如何によっては教職員への不信感が募り、いじめへの早期対応が遅れる原因にもなる。

また、生徒本人や保護者からの訴えには、まず心身の安全を保障するような声がけといじめを許さない教職員の強い姿勢を示すよう心がけたい。いじめについて聞き取り等を行う場合には、いじめを訴えた生徒個人への配慮を最優先にすることが重要である。

## IV 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除く事を最優先に迅速な指導を行い、相談を受けた職員がいじめの問題を一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に、チームとして対応するようにしたい。

また、被害に遭っている子どもの保護者にも丁寧な対応が求められるので、学校とし

て全力で解決に向けた取り組みを進めていくことを具体的に説明し、保護者からの理解を得て問題解決に当たりたい。生徒や教職員が校内における人権感覚を磨いていくことで、いじめのない学校をつくることができる。いじめ根絶の基盤として、人権教育にも力を入れていきたい。

## 1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチとともに、迅速に対応を開始する

- ・ いじめの程度に応じて、「校内いじめ対策委員会」を招集し、下記事項について、迅速な対応を開始する。
- ① 正確な実態把握
    - ・ 当事者双方の聞き取り
    - ・ 周りの生徒からの聞き取り
    - ・ 関係教職員との情報共有、正確な把握
    - ・ いじめの全体像を把握
  - ② 指導体制、方針決定
    - ・ 指導のねらいを明確にする
    - ・ すべての教職員の共通理解を図る。
    - ・ 対応する教職員の役割分担を明確にする。
    - ・ 教育委員会、関係機関との連携を図る。
  - ③ 生徒への指導・支援
    - ・ いじめられた生徒を保護し、不安や心配を取り除く
    - ・ いじめた児童生徒の話を良く聞き取り、いじめに至った背景を把握した上でいじめた生徒に相手の痛みや苦しみに思いを寄せる指導を十分に行い「いじめは決して許されない行為である」という人権意識を持たせる。
  - ④ 保護者との連携
    - ・ 直接会って具体的な対策を話す。
    - ・ 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。
  - ⑤ 今後の対応
    - ・ 継続的な指導や支援を行う。
    - ・ カウンセラー等の活用も含めて心のケアにあたる。
    - ・ 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

## V ネット上のいじめへの対応

ネットの特殊性による危険を充十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて生徒に指導するとともに、情報モラルに関する指導に努める。

### 1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWEBサイトの掲示板に書き込んだり、メールを起こったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

### 2 未然防止のために

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界がある。家庭での指導が不可欠であることから保護者と緊密に連携・協力し双方で指導することが重要である。

保護者には、生徒のパソコンや携帯電話を管理するのは家庭が基本であり、家庭においてネットの被害から生徒を守るためのルールを決め、徹底して頂くようお願いする。特に携帯電話を持たせることや扱いについては慎重に検討するようにお願いし、使用については、下諏訪町教育委員会・下諏訪町青少年健全育成協議会・下諏訪町PTA連合会で作成した、リーフレットを活用することなどをお願いしていく。

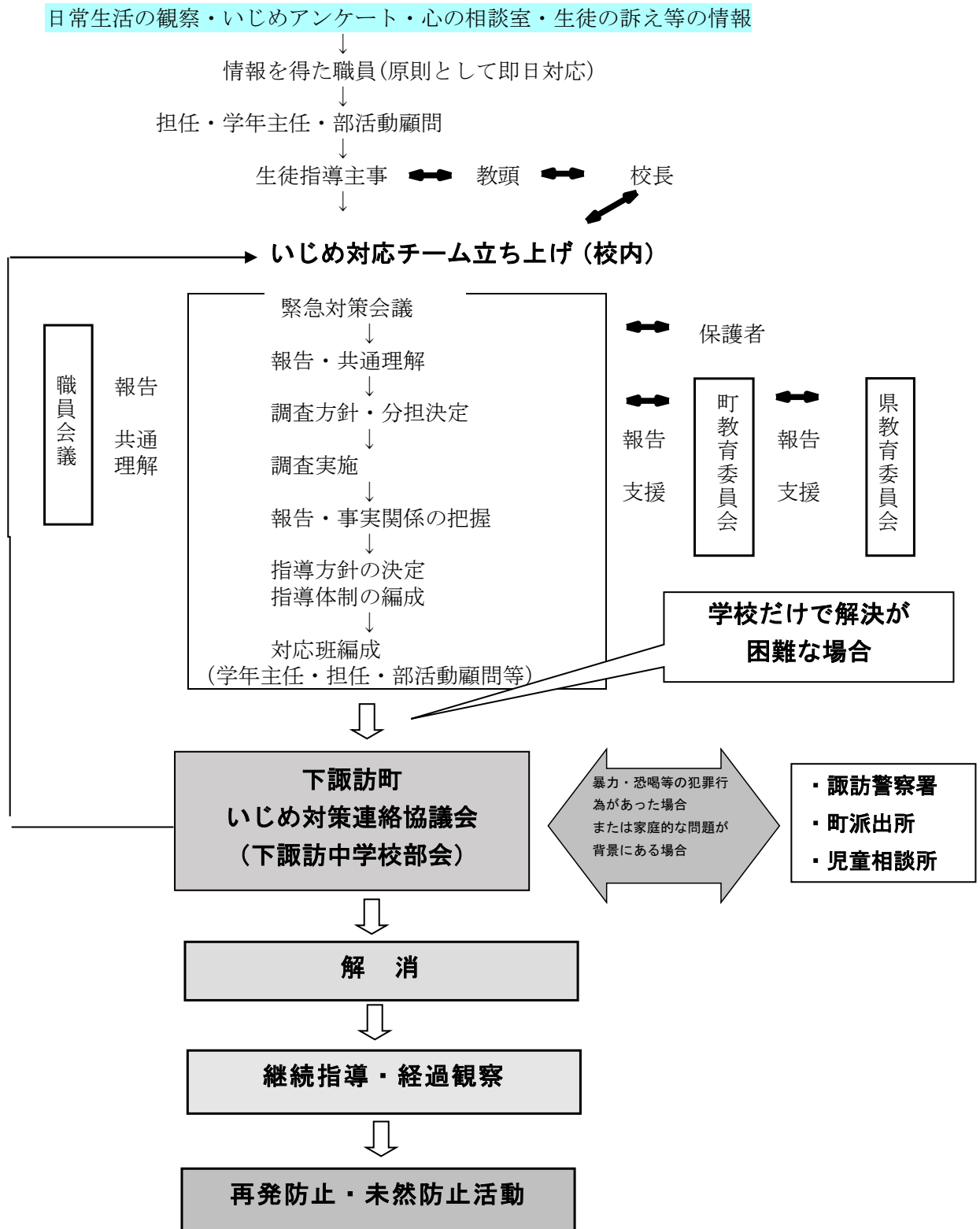
### 3 関係機関との連携

ネット等を使ってのいじめについては、学校だけで対応することが難しいケースも考えられるので、必要に応じて関係機関（諏訪児童相談所、下諏訪町交番、諏訪警察署、県警生活安全企画課子ども・女性安全対策室 等）と連携し対応に当たっていく。



## 第2部 組織対応マニュアル

### I いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



## Ⅱ いじめ早期発見のためのチェックリスト

- 1 いじめが起こりやすい・起こっている集団について
  - ・朝、いつも誰かの机が曲がっている
  - ・掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
  - ・班にすると机と机の間に隙間がある
  - ・学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
  - ・自分たちのグループ(仲良し)だけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
  - ・些細なことで冷やかしたりするグループがある
  - ・教職員がいないと掃除が出来ないグループを分けると特定の子共だけが残る
  - ・特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
  
- 2 いじめられている児童・生徒の様子
  - 日常の行動・表情の様子
    - ・わざとらしくはしゃいでいる
    - ・常に他の行動を気にし、目立たないようにしている。
    - ・下を向いて視線を合わせようとしない
    - ・早退や一人で下校することが増える
    - ・腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
    - ・友達に悪口を言われても言い返すことなく愛想笑いをしている
    - ・おどおど、にやにや、にたにたしている
    - ・顔色が悪く元気がない
    - ・遅刻・欠席が多くなる
    - ・時々涙ぐんでいる
  
  - 授業中・休み時間
    - ・発言すると友達から冷やかされる
    - ・班編制の時に孤立しがちになる
    - ・学習意欲が減退し、忘れ物が増える
    - ・教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
    - ・一人でいることが多い
    - ・教室へいつも遅れてはいつてくる
    - ・教職員の近くにいたがる

○ 昼食時

- ・好きなものを他の生徒にあげる
- ・食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ・他の生徒の机が離されている
- ・食べ物にいたずらされる

○ 清掃時

- ・水くみや水捨てなど特定の仕事をさせられている
- ・一人で離れて掃除をしている

○ その他

- ・トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれている
- ・持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ・部活動を休むことが多くなり、止めると言い出す
- ・ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている
- ・けがの状況と本人が」言う理由が一致しない
- ・必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする
- ・持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ・理由もなく成績が突然下がる
- ・服に靴の跡がついている
- ・手や足に擦り傷やあざがある

3 いじめている児童・生徒

- ・多くのストレスを抱えている
- ・教職員によって態度を変える
- ・グループで行動し他の生徒に支持を出す
- ・活発に活動するが他の生徒きつい言葉を使う
- ・家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ・特定の生徒にのみ強い仲間意識を持つ
- ・教職員の指導を素直に受け入れない
- ・他の生徒に対して威嚇する表情をする

参照資料

- ・長野県いじめ防止資料(心の支援課)
- ・長野県生徒指導支援資料「いじめに備える」
- ・浪速高校・中学校 「いじめ防止基本方針」